

大槌町民生委員児童委員協議会

(平成 25 年 3 月 15 日掲載)

(1) 発災直後

東日本大震災により、大槌町の民生委員・児童委員は 48 名中 4 名が犠牲となり、22 名が住宅全壊、2 名が 2 か月以上の傷病被害を受け、4 名の犠牲者を合わせ 9 名の委員が退任しています。犠牲になられた委員は、発災直後、地域住民の避難誘導やひとり暮らし高齢者の安否確認等を行なっており、なかには一度避難した後に安否確認に戻り犠牲となった方もいらっしゃいます。

被災直後は、誰であろうと皆被災者です。委員だからといって特別な権限があるわけではないし、特別なことができるわけではありません。他の被災者と同じように被災し、家や家族を失っています。そのため、民児協活動としては、各自、自分のできることをできる範囲で行なうこととしました。

(2) 民児協活動の再開

震災から 2 か月を経過した 5 月 2 日、第 1 回の役員会を開催し、委員の被災状況確認と各避難所の状況把握を行ないました。この場でも、各委員の状況に合わせ、無理をせず、被災者からの相談があった際に対応するなど、それぞれができる範囲の活動を行なうことを確認しました。

避難所が閉鎖され、仮設住宅の入居が終わった時期の 9 月 5 日に第 2 回の役員会を開催し、委員活動の再編について協議しました。津波で街がなくなり、人々の生活圏が浸水区域外の仮設住宅に移り、被災前と状況が全く異なることとなりました。新しい仮設住宅地域で、被災者住民に寄り添った十分な委員活動がどこまでできるのかわかりませんでした。委員だけでなく、行政、仮設住宅に常駐する地域支援員、社会福祉協議会、自治会、県内・県外からのボランティア等多くの方々と協力、連携し、地域を支えていくことを確認しました。ときには、生活支援相談員が訪問しても戸も開けてもらえない、という連絡が委員に入った際に以前から顔なじみであった委員が対応するということもありました。

各地区では月 1 回の定例会の際に生活支援相談員、ケースワーカー、行政や社協職員も参加し、お互いに情報共有を図っています。民生委員・児童委員と同じように仮設住宅等の訪問活動を行なっている生活支援相談員や地域支援員とは常に情報共有を図り、訪問が重ならないよう配慮しています。

(3) 現在の地域、民児協活動とこれから

東日本大震災から 2 年が経ちますが、新しい町の形が決まってくると、仮設住宅から復興住宅に移り住む方、新しく家を建てる方、町外に転居する方等、町民の動きがでてきます。町の復興は進むかもしれませんが、残された町民の今後の生活に対する不安や各種相談は減ることはないでしょう。それでも、地域の課題を委員個々で解決しようとするのではなく、行政等関係機関の協力のもと、一丸となって解決に取り組むことが必要だと感じています。



県外民児協の視察受け入れだけでなく、県内の民児協（盛岡市民児協）との交流研修会も行ないました。